



各位

2024年3月28日

上場会社名 株式会社 鶴見製作所
代表者 代表取締役社長 辻本 治
(コード番号 6351 東証プライム市場)
問合せ先責任者 取締役上席執行役員 辻本 将孝
社長室長
(TEL 06-6911-2351)

社員持株会に対する譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において決議しました、鶴見製作所社員持株会(以下「本持株会」といいます。)に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関し、本日払込手続きが完了し、また、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2024年2月9日付け「社員持株会に対する譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容(変更箇所には下線を付しております)

	変更後	変更前
(1)払込期日	2024年3月28日	2024年3月28日
(2)処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>84,120株</u>	当社普通株式 <u>85,220株</u> (注1)
(3)処分価額	1株につき 3,530円	1株につき 3,530円(注2)
(4)処分価額の総額	<u>296,943,600円</u>	<u>300,826,600円</u> (注3)
(5)処分方法	第三者割当の方法による	第三者割当の方法による
(6)割当予定先	鶴見製作所社員持株会 <u>84,120株</u>	鶴見製作所社員持株会 <u>85,220株</u>
(7)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を <u>提出しております</u> 。	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の <u>効力発生を条件とします</u> 。
(注1)	<u>削除</u>	<u>「処分する株式の種類及び株式数」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員 885名</u>

		<p><u>に対して、当社普通株式 85,220 株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものです。実際に処分する株式の数は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後に確定します。</u></p>
(注2)	削除	<p><u>2024 年2月8日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、本日に 2024 年3月期 第3四半期決算短信を公表することから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2024 年2月 16 日(以下「条件決定日」といいます。)」に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i) 2024 年2月8日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 3,530 円と(ii) 条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。</u></p>
(注3)	削除	<p><u>実際の処分価額の総額は、注1記載のプロモーション終了後に確定した処分株式数及び注2により決定する処分価額により確定いたします。</u></p>

2. 変更の理由

処分株式数及び処分総額の変更は、本持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度に同意する本持株会の会員の数が確定したことにより生じたものです。

3. 今後の見通し

本件による当期の業績予想の変更はありません。

以上